

別記様式第4号（別記1の第6の2関係、別記4の第6、別記5の第6の1、別記8の第6の1の（2）及び4の（2）関係）

6 倉有鳥協第2号
令和6年8月23日

鳥取県知事 様

所在地 倉吉市葵町722
団体名 倉吉市有害鳥獣捕獲協議会
会長 谷田 富穂
(公 印 省 略)

令和5年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）に関する改善計画について

令和5年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

令和3年度に策定した倉吉市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、令和3年度にセンサーカメラ2台、大型獣用箱わな23基、中型獣用箱わな7基を導入した。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

イノシシ、ニホンジカとも捕獲頭数は増加傾向にあるが、それ以上に農地に出没する個体数が増えていることが目標が未達成となった大きな要因と考えられる。

また、一部の地区で、加害個体の捕獲につながらなかった箱わながあったことも一因と考えられる。

	(%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100 とする。
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

捕獲わなの設置推進により、捕獲強化を図るとともに、鳥獣被害の多い地区等を優先的に侵入防止柵の設置の必要性について啓発を図り、柵と捕獲わなの一体的な運用による捕獲効率の向上、捕獲強化を図る。

また、捕獲頭数が低迷している捕獲わなについては、センサーカメラにより動線を確認し、捕獲従事者と協議し、設置場所の移動を検討する。

5 改善計画を実施するための推進体制

被害対策協議会の名称	倉吉市有害鳥獣捕獲協議会
構成機関の名称	役 割
倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除に関すること ・捕獲に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取中央農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除に関すること ・捕獲に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取県農業共済組合中部支部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣による農業被害に関すること
鳥取県猟友会倉吉支部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること
土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ・水田・畑作地域の事業実施に関すること

関係機関の名称	役 割
鳥取県農林水産部鳥獣対策センター	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の支援に関すること
鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の支援に関すること
鳥取県中部総合事務所農林局・環境建築局	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の助言に関すること
鳥取県中部総合事務所農商工連携チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ジビエに関すること
日本猪牧場	<ul style="list-style-type: none"> ・ジビエに関すること
ほうきのジビエ推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ジビエに関すること